

インパクトスタートアップ  
育成支援プログラム  
「J-Startup Impact」  
選定要領

2023年10月

経済産業省産業経済政策局新規事業創造推進室

J-Startup事務局

# 1. 概要

## (1) 目的

課題先進国といわれる我が国において、社会的課題を前向きなエネルギーとして捉え、事業を通じて新たな社会的機会や市場を創造していく仕組みを、世界に先駆けて生み出すことが重要です。このため、政府では社会的・環境的な課題解決や新たなビジョン実現と、持続的な経済成長を実現するキープレイヤーとして、インパクトスタートアップに対する総合的な支援策を推進しています。

経済産業省では、インパクトスタートアップの認知向上と機運醸成を目指すとともに、官民連携での集中支援を行い、インパクトスタートアップの事業成長及び社会的インパクトの向上を促進するため、スタートアップ育成支援プログラム「J-Startup」においてインパクトスタートアップを選定する「J-Startup Impact」を新設します。

## (2) 選定者

経済産業省経済産業政策局新規事業創造推進室及びJ-Startup事務局が、外部有識者の検討結果を踏まえて選定する。

## (3) 対象

社会的・環境的な課題解決や新たなビジョンの実現、ビジネスとしての持続可能な成長を目指す、インパクトスタートアップとしての意思を持ち、社会的インパクトの向上を目指して効果的な取組を行う、日本のイノベーションを牽引する可能性を持つスタートアップ。

## (4) 応募要件

- ① 社会的・環境的な課題解決や新たなビジョンの実現と、ビジネスとしての持続可能な成長を目指す、インパクトスタートアップとしての意思を持っていること。
- ② 社会的インパクトの向上を目指して効果的な取組を行っていること。
- ③ 法人格を有すること。
- ④ 重大な法令違反及び公序良俗に反する行為がないこと。
- ⑤ 会社更生法に基づく会社更生手続、民事再生法に基づく民事再生手続又は破産法に基づく破産手続を開始していないこと。
- ⑥ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

## 2. 選定方法

### (1) 選定プロセス

有識者で構成される「インパクトスタートアップ選定に関する検討会（以下、「検討会」と記載）」での検討結果を踏まえて、経済産業省経済産業政策局新規事業創造推進室及びJ-Startup事務局が、以下のプロセスで選定する。

- ① J-Startup選定企業からの募集及び一般公募
- ② 「J-Startup Impact推薦委員」による推薦
- ③ 推薦上位企業に対する「インパクト項目評価」の実施
- ④ 評価上位企業に対する検討会による確認
- ⑤ J-Startup Impact 選定及び発表

### (2) インパクトスタートアップ選定に関する検討会

検討会の構成員は以下とし、検討会では審査・選定方法および選定基準等の策定及び選定企業の最終確認を行う。

検討会 名簿 ※敬称略、五十音順

伊藤 健	慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科 特任准教授 特定非営利活動法人ソーシャルバリュージャパン代表理事
井上 英之	一般社団法人 INNO-Lab International 共同代表 スタンフォード・ソーシャルイノベーション・レビュー 日本版 共同発起人
今田 克司	一般財団法人社会的インパクト・マネジメント・イニシアチブ 代表理事
工藤 七子	一般財団法人 社会変革推進財団 (SIIF) 常務理事
佐俣 安理	ANRI株式会社 代表パートナー
渋澤 健	シブサワ・アンド・カンパニー株式会社 コモンズ投信株式会社 取締役会長
高塚 清佳	新生企業投資株式会社 インパクト投資チーム シニアディレクター
山本 晃久	西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 パートナー弁護士 ※選定方法の検討のみ参加し、個社選定には関与せず

### (3) 審査の基準

選定にあたっては、次の評価項目を総合的に勘案して行います。

#### ① J-Startup共通項目

グローバル市場で急成長し、日本のイノベーションを牽引する可能性を持つスタートアップ（経営理念、新規性、優位性、成長性、国際性、社会課題への対応 等）

#### ② J-Startup Impact 評価項目

※ 他項目においては、選定段階で全てを網羅的に取り組む必要はなく、各項目の取組状況を踏まえて判断する。

#### 1. インパクトスタートアップとしての意思

評価項目	評価ポイント
インパクトスタートアップとしての意思及びその表明	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会的・環境的な課題の解決や新たなビジョンの実現、ビジネスとしての持続可能な成長の両立を目指す意思を会社が明確に有していること。</li> <li>上記について、定款、ビジョン、ミッション、パーパス等の宣言としてWebサイト等において表明していること。</li> </ul>

#### 2. 社会的インパクト向上を目指す効果的な取組

評価項目	評価ポイント	
課題設定	課題設定	事業活動を通して、どういった社会的・環境的課題に取り組むかを明確に捉えていること。なお、事業活動によるインパクトとは、製品やサービスを通じて生み出すインパクトだけでなく、雇用やサプライチェーン等を通じて生み出すインパクトを含む。
	課題の重要性	設定した社会的・環境的課題についての重要性を明確に捉えていること。
	受益者の特定と受益者の変化	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業活動を通して関わる受益者を特定していること。</li> <li>事業活動を通して、当該受益者にどのような変化を生み出すのかを明確に捉えていること。</li> </ul> なお、受益者は「地球」、「人類」といった抽象的な範囲ではなく、事業活動を通して具体的に関わりうる範囲で特定する。
事業・取組	具体的な事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会的・環境的課題の解決に向けて、具体的に事業を実施していること。</li> <li>その事業が課題の打ち手として有効であること。</li> <li>その事業が主力事業として営まれており、事業成長が社会的インパクトの向上につながること。</li> </ul>
	事業と成果の論理構造	ロジックモデル等により事業と受益者の変化の論理的な構造を明らかにしていること。

評価項目		評価ポイント
測定・評価	指標	特定された社会的・環境的課題の解決に向けて、目標と測定可能な指標を適切に設定していること。
	測定方法	上記の指標についての測定方法を明確化していること。
	評価方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記の指標の測定について評価方法を明確化していること。</li> <li>外部評価を活用していること。</li> </ul>
経営体制	担当役員・部門等体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会的・環境的課題解決の事業の実施や効果の測定・評価についての担当役員・部門を設けていること。</li> <li>インパクト評価等に関するアドバイザー等、外部有識者と連携していること。</li> </ul>
	研修の実施	社会的課題や、事業を通して目指すインパクトについて、社員に対する理解促進の取組を実施していること。
	人事評価等への反映	社会的インパクト向上に関する貢献を、役員・社員に対する人事評価や採用要件・役割定義書等に反映させていること。
	資金調達への反映	<ul style="list-style-type: none"> <li>資金調達の際にインパクトについて投資家と共有する工夫をしていること。</li> <li>インパクト志向の投資家から資金調達をしていること。</li> </ul>
	従業員への配慮	福利厚生等、従業員の働きやすい環境を整備していること。
	環境への配慮	環境に対する配慮を行っていること。
	ステークホルダーへの配慮	サプライチェーン等のステークホルダーに対する配慮を行っていること。
情報開示	活動内容の公表	社会的インパクトの向上を目指す取組について、活動内容を公表していること。
	インパクトレポートの公表	社会的・環境的課題の解決に向けた活動内容に加え、成果・アウトカムをデータの基づき分析し、評価したものを公表していること。

### 3. インパクトスタートアップとしての影響力・ロールモデル性

評価項目		評価ポイント
影響力・ロールモデル性	<ul style="list-style-type: none"> <li>インパクトスタートアップとしての意思、事業、社会的インパクト向上を目指す取組に一貫性があること。</li> <li>自社だけが取り組んでいる革新的な事業、対症療法的な解決策だけではなく社会構造の変革に繋がるような事業を行っていること。</li> <li>社会的インパクト向上に向けて、他社の模範となる取組を行っていること。</li> </ul>	

等

#### (4) J-Startup Impact候補企業の募集

J-Startup Impact 候補企業を「J-Startup Impact 募集要領」(※)に基づき、J-Startup 選定企業から募集するとともに一般公募する。

(※) 「J-Startup Impact 募集要領」

[https://www.meti.go.jp/policy/newbusiness/J-Startup-Impact\\_Guideline.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/newbusiness/J-Startup-Impact_Guideline.pdf)

(参考) J-Startup Impact評価項目に関する応募情報

応募企業は、応募様式に沿い、各項目について200字程度で回答。

質問項目		
1.	インパクトスタートアップとしての意思	社会課題解決や新たなビジョン実現と、ビジネスとしての持続可能な成長を共に目指す意思を会社が有していることについて、ビジョン、ミッション、パーパス等の宣言として会社の定款やWebサイト等において表明していますか。表明している場合には、内容について抜粋して記載してください。
2. 社会的インパクト向上を目指す効果的な取組	① 課題設定	事業活動を通して、どういった社会課題や新たな社会ビジョンの実現に取り組んでいますか。なぜその課題の解決が重要であると考えているのかについても併せてご記載ください。
	② 受益者の特定と受益者の変化	事業活動を通して関わる受益者を特定していますか。 また事業活動を通して受益者に対してどのような変化を生み出すことを想定していますか。 ※受益者は地球・人類等ではなく、事業活動を通して具体的に関わり得る範囲で特定すること。
	③ 具体的な事業内容	社会課題解決や新たな社会ビジョンの実現に向けて、どのような具体的な事業を実施していますか。具体的な例をご記載ください。
	④ 組織運営	インパクトスタートアップとしての意思や理念は、事業活動のみではなく会社の組織運営に際しても意識されていますか。 組織運営において、社会的インパクト向上を目指す取組を実施している場合には具体的な例をご記載ください。
	⑤ その他の取組	その他、評価項目を参考に社会的インパクト向上を目指して特に注力している取組があればご記載ください。 ※評価項目・評価ポイントは「募集要領」参照
3	インパクトスタートアップとしての影響力・ロールモデル性	インパクトスタートアップとして、この事業が社会や市場に与える影響力やロールモデル性は何でしょうか。具体的に取組内容とそのインパクトをご記載ください。  (例) 自社だけが取り組んでいる革新的な事業、対症療法的な解決策ではなく社会構造の変革に繋がるような取組、他社が模範出来るような先駆的且つモデル性の高い取組 等



## (7) 評価上位企業に対する検討会による確認

選定候補企業を次の方法で評価・最終確認する。

- ① 学識経験者等で構成される第三者委員会（詳細は別紙4「インパクトスタートアップ選定に関する検討会」）において、選定基準及びプロセスの実効性・妥当性や選定企業全体における事業分野の網羅性、選定候補企業に関する財務面等からの確認・調整等を行う。
- ② その後、推薦委員等による選定候補企業のレピュテーションチェックを行う。

## (8) J-Startup Impact の選定及び公表

経済産業省経済産業政策局新規事業創造推進室及びJ-Startup事務局は上記の選定結果を公表する。

## 3. 選定企業のモニタリング

経済産業省経済産業政策局新規事業創造推進室及びJ-Startup事務局は、J-Startup Impact選定企業に対して、毎年、活動状況の報告を求めるほか、必要に応じてヒアリング等を実施します。

## 4. 選定の取り消し

以下のいずれかに該当する場合、経済産業省経済産業政策局新規事業創造推進室及びJ-Startup事務局はJ-Startup Impact選定企業の選定を取り消すことがあります。

- (1) J-Startup Impact選定企業が、J-Startup Impact評価項目の要件に該当しなくなった場合。
- (2) J-Startup Impact選定企業が、J-Startup Impact評価項目の各項目に関して十分な取組ができていないと認められた場合。
- (3) その他、J-Startup Impact選定企業又はその役員等の行為が、J-Startup Impact選定企業として適切でないと認められた場合。

## 5. 選定の有効期間

令和7年度末までを予定。

## 6. 取得した情報の取り扱いについて

### (1) 情報の取得及び利用目的

経済産業省（以下「当省」と記載）は、応募書類により取得した情報（個人情報を含む。以下9.において同じ。）について、本選考手続のために利用するほか、当省からのお知らせのために利用させていただくことがあります。

### (2) 安全確保について

当省は、取得した情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他取得した情報の適切な管理のために必要な措置を講じます。

### (3) 利用及び提供の制限

当省では、本事業において取得した個人情報については、法令等に基づく場合の提供を除き、上記の利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は第三者に提供いたしません。

ただし、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用し、公表することがあります。

### (4) 委託先の監督

当省が、本件にかかる個人情報の全部又は一部の処理等を第三者に委託する場合には、委託先の選定に配慮するとともに、当省同様適正な管理を行うよう、必要な監督等に努めます。

## 7. 問合せ先

経済産業省 経済産業政策局 新規事業創造推進室

連絡先：J-Startup事務局 <bzl-METI\_J-Startup@meti.go.jp>

※ お問合わせは電子メールのみの受付とします。

以上。